

川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について

1 川崎市社会教育委員の根拠

社会教育法（昭和24年法律第207号）

川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号）

川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）

2 委員の構成

(1) 専門部会（教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館、日本民家園）

定数 10人以内（川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表）

委員構成 ①学校の長、②社会教育団体からの推薦、③社会教育の経験を有する市民、④学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う者

(2) 専門部会（有馬・野川生涯学習支援施設）

定数 8人以内（川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表）

委員構成 ①学校の長、②社会教育団体からの推薦、③社会教育の経験を有する市民、④学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 専門部会（青少年教育施設）

定数 15人以内（川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表）

委員構成 ①学校の長、②社会教育団体からの推薦、③社会教育の経験を有する市民、④学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う者

3 委員の職務

(1) 社会教育委員（社会教育法第17条）

- ・社会教育に関する諸計画を立案すること。
- ・定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- ・前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと

(2) 専門部会（川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表）

各施設の各種事業の企画実施又は事業運営について、調査審議を行う又は意見を述べること。

川崎市社会教育委員会議専門部会委員
(麻生市民館専門部会) の委嘱等について

選出区分	新 委 員	現 委 員
	委嘱・任命期間 平成30年 6月6日から 平成32年 4月30日まで (概ね2年間)	委嘱・任命期間 平成30年 5月1日から 平成32年 4月30日まで (概ね2年間)
1号委員 (市内に設置された 学校の長)	氏 名	氏 名 永野 直樹
	現職等	現職等 川崎市立王禅寺中央中学校長
2号委員 (市内の社会教育関 係団体等から推薦さ れた者)	氏 名	氏 名 橋本 周
	現職等	現職等 麻生区文化協会総務
	氏 名 高橋 慶子	氏 名
	現職等 麻生区町会連合会副会長	現職等
	氏 名	氏 名 杉森 正男
	現職等	現職等 麻生市民館サークル連絡会会長
3号委員 (市内在住の社会教 育に関する経験を有 する市民)	氏 名	氏 名 三上 由加利
	現職等	現職等 市民委員
4号委員 (学識経験者)	氏 名	氏 名 岩本 陽児
	現職等	現職等 和光大学現代人間学部教授
5号委員 (市内の家庭教育の 向上に資する活動を行 う者)	氏 名	氏 名 伊藤 悦子
	現職等	現職等 麻生区PTA協議会副会長